

特記仕様書

業 務 名：石嶺市営住宅活用用地の活用方策検討基礎調査業務委託

履行場所：那覇市首里石嶺町 2 丁目 127 番 他

履行期間：契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 25 日（金）まで

（適用）

第 1 条 本仕様書は、那覇市（以下「発注者」という。）が発注する「石嶺市営住宅活用用地の活用方策検討基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）について、本業務受注者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 本業務は、石嶺市営住宅の建替事業で創出する活用用地について、土地利用の方向性や活用方針の検討を行うなど、活用用地の円滑な活用に資するための基礎資料を作成することを目的とする。

（業務内容）

第 3 条 本業務の内容は、別紙「石嶺市営住宅活用用地の活用方策検討基礎調査業務委託 業務内容書」に掲げるものとする。

（技術者等）

第 4 条 受注者は本業務を遂行するにあたって、発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある技術者を定め、かつ、適切な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に 3 ヶ月以上の継続した雇用関係）にある者とし、管理技術者及び照査技術者に必要とされる資格は、次のいずれかとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼任できない。

- ・技術士（総合技術監理部門）
- ・技術士（建設部門：都市及び地方計画）
- ・R C C M（都市計画及び地方計画）

（業務体制）

第 5 条 本業務の実施にあたっては、専門分野を有するため、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に規定する一級建築士（業務の一部を委任又は請け負わせるとして、あらかじめ発注者の承諾を得た者を含む）を配置すること。なお、第 4 条の管理技術者または照査技術者は、本有資格者を兼ねることができるものとする。

（関係書類の提出）

第 6 条 受注者は契約後、履行期間の着手日に着手届、管理技術者等通知書、契約締結後 14 日以内に業務計画書及び業務工程表を提出し、発注者の承認を得るものとする。

(貸与資料)

第7条 発注者は、発注者が所有する資料等で本業務に必要な資料等は、所定の手続きにより受注者に貸与する。

- 2 受注者は、発注者から貸与のあった資料等について、その重要性を認識し、破損、紛失等の事故のないように取り扱うものとし、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製又は貸与してはならない。
- 3 貸与した資料等について、破損、紛失等の過失が生じた場合には、受注者がその責任を負うものとする。
- 4 受注者は、発注者から貸与のあった資料等については、業務終了ののち速やかに返却するものとする。

(打合せ)

第8条 受注者は、発注者と常に緊密な連絡を取り、十分な打合わせを行うとともに、作業途中において報告を求められた場合は、直ちに書面等による報告を行わなければならない。

- 2 発注者と受注者の打合わせ協議は、着手時、定例会議、成果品納入時に行うが、それ以外に必要な場合は協議のうえ、適宜、行うものとする。
- 3 打合せの結果については、受注者が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 4 管理技術者は、着手時及び成果品納入時に立ち会うものとする。

(業務の執行)

第9条 本業務を実施するうえでトラブルが発生した場合、受注者は速やかに発注者へ連絡し、追って書面にて報告するものとする。なお、現地調査を実施する場合には、調査員の身分を証明できる証明書を携帯し、特に敷地等への立ち入りの際には調査の趣旨を説明のうえ、トラブルがないように努めること。

(安全管理)

第10条 本業務の実施にあたり、受注者は安全管理に努めるものとし、受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況および内容を報告し、発注者の指示に従うものとする。

- 2 本業務中に生じた事故等については全て、受注者の責任において処理するものとする。

(進捗報告及び完了)

第11条 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務着手後、毎月末ごとに発注者へ業務進捗状況を書面で報告するものとする。また、発注者が必要と判断した場合は、進捗状況を説明しなければならない。

- 2 本業務は、成果品を納品し、発注者の検取合格をもって完了とする。ただし、完了後であっても誤謬等が発見された場合は、修正または再作業を行うものとする。

(成果品の帰属)

第 12 条 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものであり、受注者は、本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なくほかに公表、貸与、使用等をしてはならない。

2 本業務で調査した内容やデータ整理に使用した原資料は、すべて成果品の一部として提出するものとする。

(成果品)

第 13 条 本業務の成果品は以下のとおりとし、納入場所は市営住宅課とする。

- (1) 調査報告書 (A4ドットファイル) 1 部
- (2) 電子データ (CD-R 等) 1 部
- (3) その他、調査職員の指示によるもの

(保険)

第 14 条 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、当該保険に加入している旨を業務計画書に明示するものとする。なお、発注者から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(暴力団員等による不当介入の排除対策)

第 15 条 受注者は、本業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書 (平成 23 年 1 月 12 日)」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)

第 16 条 受注者は、本業務を履行するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を市営住宅課へ提出しなければならない。
- (2) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者 (以下「直近上位請負者」という。) に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書 (下請用) を提出しなければならない」旨の義務を課さな

ければならない。

(3) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

(4) 受注者はその旨、全ての当該委託業務関連者に周知しなければならない。

（秘密の保持）

第 17 条 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を外部に漏らし、またはほかの目的に使用してはならない。この業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

（その他）

第 18 条 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方の協議のうえ、発注者が決定する。